

日行連発第 936 号
平成 26 年 11 月 20 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 矢 野 浩 司

「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について

今般、国土交通省より「新たな地域名表示ナンバープレート（ご当地ナンバー第 2 弾）」の導入に係る「「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について」（平成 26 年 11 月 11 日付け国自情第 147 号の 2）が通達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これにより、「「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について」（平成 18 年 10 月 4 日付、国自管第 88 号の 3）により甲種受託者からの再委託による行政書士の出張封印の対象とされている「ご当地ナンバー」に加え、「富士山ナンバー」及び「ご当地ナンバー（第 2 弾）」についても、対象範囲に含まれることとなりましたので、各単位会におかれましては、所属会員への周知等にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今回のご当地ナンバー（第 2 弾）について、「甲種受託者による出張封印について」の一部改正に係る通達が発出される以前より、その施封が行える旨を宣伝していた会員が存在しておりました。行政書士が行う封印の取り付けの対象範囲については通達の改正等により定められるものですので、現状としてその範囲に含まれていないもの（オリンピックナンバー等）を行政書士の行い得る対象範囲として所属会員がホームページ等で公表することのないよう、今後十分にご注意いただき、必要な指導をしていただきますようお願い申し上げます。

記

<国土交通省からの送付資料>

- ① 「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について
（平成 26 年 11 月 11 日付け国自情第 147 号の 2）
- ② 甲種受託者による出張封印について
（平成 26 年 11 月 11 日付け国自情第 147 号反映版）

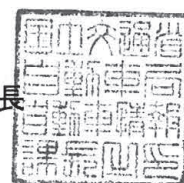
以 上



国自情第147号の2
平成26年11月11日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 殿

自動車局自動車情報課長



「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について

標記について、「新たな地域名表示ナンバープレート（いわゆる「ご当地ナンバー」）第2弾の導入に伴う、導入前の地域名表示がされているナンバープレートと、「ご当地ナンバー」に変更する場合の封印取付けも、出張封印の対象とすることから、「甲種受託者による出張封印について」（平成18年1月30日付け国自管第168号）の一部を下記のとおり改めることとしたので、会員等への周知方、よろしくお願いいたします。

記

2. 対象とする封印取り付けの範囲

② 新たな地域名表示ナンバープレート（「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日 国土交通省令第89号）、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年10月31日 国土交通省令第90号）及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」（平成26年10月17日 国土交通省令第83号）に基づき導入した自動車登録番号標をいう。）の導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条第1項第1号に適合させるために変更された自動車登録番号標の封印取付け

(平成26年11月11日付け国自情第147号反映版)

甲種受託者による出張封印について

1. 趣旨

申請者の出頭による負担軽減を図るため、申請者から依頼を受けた登録申請手続等に伴い必要となる封印取付けに限り、車両の保管場所等に出向いて施封すること（出張封印）を認めるものである。

2. 対象とする封印取付けの範囲

甲種受託者又は甲種受託者と下記3. に定める封印取付代行の契約を締結した者が依頼を受けた以下の手続きに伴う封印取付け

① 登録申請手続に基づき行われた変更登録及び移転登録（業としての自動車の売買に係るものを除く。）であって、道路運送車両法第14条第1項の規定により変更される自動車登録番号標（自動車登録令第40条による提示をした自動車に係るものを除く。）の封印取付け。

② 新たな地域名表示ナンバープレート（「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日 国土交通省令第89号）、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年10月31日 国土交通省令第90号）及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」（平成26年10月17日 国土交通省令第83号）に基づき導入した自動車登録番号標をいう。）の導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条第1項第1号に適合させるために変更された自動車登録番号標の封印取付け

3. 出張封印を行う者

① 甲種受託者の職員

② 甲種受託者がユーザー利便の向上を図る上で必要があると認めた場合で、以下の者のうち甲種受託者の名において出張封印に係る作業を代行（封印取付代行）させる1年以上の長期契約を締結したもの

ア 指定整備事業者

イ 自動車登録業務に十分精通した行政書士

4. 施封場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の書面に記載された当該車両の保管場所とする。ただし、出張封印を受ける申請者が、保管場所以外の駐車場において施封を希望する場合は、当該駐車場で施封することができる。

5. 業務の適性確保

(1) 甲種受託者は、封印取付代行者に封印を渡す際に、

- ① 封印取付代行者に施封自動車の所有者名、施封場所、施封日時、施封者名等を記録させたもの（以下「出張封印取付依頼報告書」という）を提出させる。
- ② 「2. ①の封印取付け」にあつては、譲渡証明書等の写しを提出させて当該代行者から譲渡人及び譲受人が業として自動車の売買をする者でないことを確認する。
- ③ 「2. ②の封印取付け」にあつては、登録事項等通知書の提示と旧自動車検査証の写しの提出を受けて、新たな地域名表示ナンバープレートへの交換であることを確認することとし、出張封印取付依頼報告書及び譲渡証明書等の写し又は旧自動車検査証の写しは自らも保管しなければならない。

(2) 運輸支局長等は、封印取付け業務が適正に行われるよう、甲種受託者に対し、適正な封印取付代行の契約を結ぶべき旨の指導を行うとともに、上記2から5(1)の事項が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

6. 経過措置

本通達の改正の際に、現に改正前の通達により封印取付代行契約を締結している者は、改正後の通達の封印取付けに係る契約も締結されたものとみなすことができる。

7. 実施時期

平成26年11月17日より実施する。



平成26年12月4日
監 第 678号

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県土木部監理課長



平成27・28年度建設工事等入札参加資格定期受付について（通知）

本県土木行政については、日頃よりご協力いただき感謝申し上げます。

さて、茨城県及び共同受付を実施する県内21市町村の平成27・28年度建設工事及び建設コンサルタント業務入札参加資格定期受付の申請方法（手引き等）について、下記の監理課建設業担当のホームページに掲載しましたのでお知らせします。周知方
ご協力をお願いいたします。

記

監理課建設業担当のホームページ

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm